

亀山市告示第173号

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号。以下「規則」という。）第65条第1項の規定により、認証業務関連事務を地方公共団体情報システム機構に委任したので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成27年10月2日

亀山市長 櫻井 義之

地方公共団体情報システム機構に、規則第65条第1項に規定する認証業務関連事務を行わせることとした日
---

平成27年9月25日
------------